

## 第31回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和5年2月24日(金) 13時30分  
第31回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和5年2月24日(金) 13時30分

3. 閉 会 令和5年2月24日(金) 14時16分

### 4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	<del>10 番 市村</del>
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 10番—市村委員

6. 議事録署名委員 5番—尾崎委員 6番—田中委員

7. 付議議件 議案第 143 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について  
議案第 144 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 145 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第 146 号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠谷 俊介  
廣島 蓮

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第 31 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日、欠席委員は10番一市村委員となっております。 出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 31 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程 1、議事録署名委員に、5番一尾崎委員、6番一田中委員を委嘱します。 日程 2、議案第 143 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 143 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字中斜里 1 筆、地目畑、面積は 11,797 m<sup>2</sup>となっており、他字中斜里 1 筆、字川上 2 筆は記載のとおりで合計面積 94,058 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号2、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積 34,292 m<sup>2</sup>となっており、他来運 1 筆は記載のとおりで合計面積 34,390 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は3条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号3、関係の土地については、字以久科北 1 筆、面積 19,526 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、他字以久科北 1 筆は記載のとおりで合計面積は 48,662 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は 3 条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号4、関係の土地については、ウトロ高原 1 筆、面積 9,657 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、他ウトロ高原 6 筆は記載のとおりで合計面積は 67,315 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は3条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号 5、関係の土地については、字朱円東 1 筆、面積 10,840 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、利用権の種類は3条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号 6、関係の土地については、字朱円東 1 筆、面積 19,632 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。 番号 7、関係の土地については、字峰浜 1 筆、面積 42,460 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、他字峰浜 1 筆は記載のとおりで合計面積は 44,299.11 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をし</p>

た日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。

番号 8、関係の土地については、字朱円東 1 筆、面積 46,322 m<sup>2</sup>、地目畑となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。

番号 9、関係の土地については、字以久科南 1 筆、面積 24,721 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、他字以久科南 6 筆は記載のとおりで合計面積は 150,623.28 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。

番号 10、関係の土地については、字以久科南 1 筆、面積 13,382 m<sup>2</sup>、地目畑となっており、他字以久科南 11 筆は記載のとおりで合計面積は 89,128 m<sup>2</sup>となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。

番号 11、関係の土地については、字中斜里 1 筆、面積 14,360 m<sup>2</sup>、地目畑となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。

別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。

議長

番号 1 から 8、11 の合意解約通知について確認決定してよろしいですか。

全員

よろしいです。

議長

それでは決定とします。

番号 9 から 10 は菅野委員の案件になりますので退席をお願いいたします。  
(菅野委員退席)

番号 9 から 10 について決定してよろしいでしょうか

全員

よろしいです。

議長

それでは決定とします。

(菅野委員着席)

日程 3、議案第 144 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第 144 号農地法第 3 条の規定による許可申請について  
農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。

区分 1、関係の土地については字三井 1 筆、他 1 筆。地目については記載のとおり、合計面積は 93,059 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人

が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分2、関係の土地については字中斜里1筆、他3筆。地目については記載のとおり、合計面積は94,058㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人は法人化に伴い法人として再度該当農地を耕作したいため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分3、関係の土地については字以久科南1筆、地目については記載のとおり、面積は9,727㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分4、関係の土地については字豊里1筆、地目については記載のとおり、面積は28,845㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分5、関係の土地については字豊里1筆、他1筆。地目については記載のとおり、合計面積は25,636㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分6、関係の土地については字豊里1筆、地目については記載のとおり、面積は19,998㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分7、関係の土地については字豊里1筆、地目については記載のとおり、面積は15,728㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分8、関係の土地については字来運1筆、他1筆。地目については記載のとおり、合計面積は34,390㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲渡したい。譲受人が申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分9、関係の土地については字来運1筆、他16筆。地目については記載のとおり、合計面積は76,485.09㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲渡したい。譲受人が申請地を譲り受けて経営規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分10、関係の土地については字来運1筆、他1筆。地目については記載のとおり、合計面積は63,871㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲渡したい。譲受人が申請地を譲り受けて経営規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分11、関係の土地については字来運1筆、他2筆。地目については記載のとおり、

合計面積は 34,972 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農しているので譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 12、関係の土地については字来運 1 筆。地目については記載のとおり、面積は 43,433 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲渡したい。譲受人が申請地を譲り受けて経営規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 13、関係の土地については字来運 1 筆、他 3 筆。地目については記載のとおり、合計面積は 13,784.21 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので使用貸借したい。借人は申請地を借受けて経営規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 14、関係の土地については字以久科北 1 筆、他 1 筆。地目については記載のとおり、合計面積は 48,662 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農しているので申請地を譲渡したい。譲受人が申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 15、関係の土地については字朱円東 1 筆。地目については記載のとおり、面積は 10,840 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付けたい。借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 16、関係の土地については字来運 1 筆、他 2 筆。地目については記載のとおり、合計面積は 17,591 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい。借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については区分 1 と 3 が 6 頁に記載、区分 2 は法人化のため記載省略。区分 4 から 7 が 7 頁に記載、区分 8 が契約変更のため記載省略。

区分 9 は 7 頁に記載、区分 10 から 13 が 8 頁に記載。

区分 14 は契約更新のため記載省略。区分 15 から 16 は 8 頁に記載しています。

現地調査については区分 1、3、14 が 2 月 20 日(月)佐藤委員、波多野委員、星委員。

区分 2、8 から 13、16 が 2 月 21 日(火)馬場委員、岩井委員、尾崎委員。区分 4 から 7 が 2 月 22 日(水)佐藤委員、波多野委員、星委員。区分 15 が 2 月 22 日(水)田中委員、菱川委員、青柳委員で行っています。

別紙の農地法第 3 条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長

区分 1、3、14 の現地確認委員佐藤委員どうでしたか

佐藤委員

問題ありません。

議長

区分 2、8 から 13、16 の現地確認委員馬場委員どうでしたか。

馬場委員	問題ありません。
議長	区分4から7の現地確認委員佐藤委員どうでしたか。
佐藤委員	問題ありません。
議長	区分15の現地確認委員田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	区分1～16を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分1～16について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程4、議案第145号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第145号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字朱円1筆、地目畑、面積48,818㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のため譲受するとなっています。価格については13,913千円、反当り284千円となっています。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員、村上委員で行なっています。</p> <p>番号2、関係の土地については、字中斜里1筆、地目畑、面積5,619㎡、その他字中斜里2筆については記載のとおり、合計面積は19,282.27㎡、申請の理由については譲渡人が所有地を自作しないため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。価格については3,592千円、反当り179千円となっています。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、山口委員、島田委員、尾崎委員で行なっています。</p> <p>番号1の位置図については次頁、番号2は11頁に記載となっています。</p> <p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号1、関係の土地については字朱円東1筆、地目畑、面積は19,632㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和13年11月30日まで、借賃は反当り10千円、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p>

番号2、関係の土地については字峰浜1筆、地目畑、面積は42,460㎡、その他字峰浜1筆、合計面積44,299.11㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和7年11月30日まで、借賃は反当り7千円、支払い方法は記載のとおりとなっています。

番号3、関係の土地については字朱円東1筆、地目畑、面積は46,322㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和6年11月30日まで、借賃は反当り4千円、支払い方法は記載のとおりとなっています。

番号4、関係の土地については字以久科南1筆、地目畑、面積は24,721㎡、その他字以久科南6筆、合計面積150,623.28㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和7年11月30日まで、借賃はうち5筆が反当り8,500円、うち2筆が反当り9,000円、支払い方法は記載のとおりとなっています。

番号5、関係の土地については字以久科南1筆、地目畑、面積は13,382㎡、その他字以久科南11筆、合計面積89,128㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和5年11月30日まで、借賃は反当り8,500円、支払い方法は記載のとおりとなっています。

番号6、関係の土地については字以久科北1筆、地目畑、面積は6,436㎡、その他字以久科北2筆、合計面積54,381㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は令和5年2月24日から令和9年12月22日まで、借賃は反当り4,914円、支払い方法は記載のとおりとなっています。

番号1から5の位置図については経営移譲のため記載省略、番号6については11頁に記載となっています。

別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。

議長

(1)所有権の移転関係番号1から2について決定してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。

(2)利用権の設定関係について番号1から3まで決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。

番号4から5は菅野委員の案件になりますので退席をお願いいたします。

(菅野委員退席)

番号4から5について決定してよろしいでしょうか

全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(菅野委員着席)</p> <p>番号6は市村委員の案件になりますので退席をお願いいたします。</p> <p>(市村委員退席)</p> <p>番号6について決定してよろしいでしょうか</p>
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(市村委員着席)</p> <p>日程 5、議案第 146 号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 146 号農地中間管理機構への買入協議の要請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 11,231 m<sup>2</sup>、その他ウトロ高原 7 筆、地目は記載のとおり、合計面積 71,460 m<sup>2</sup>、斡旋申出日は令和 4 年 12 月 9 日、斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員で行っています。</p> <p>区分 2、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 1,539 m<sup>2</sup>、その他ウトロ高原 7 筆、地目は記載のとおり、合計面積 79,713 m<sup>2</sup>、斡旋申出日は令和 5 年 1 月 13 日、斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員で行っています。</p> <p>区分 1 から 2 の位置図は同頁記載となっております。以上です</p>
議長	区分 1 から 2 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p>



	<p>本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>以上をもちまして第 31 回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>
--	--

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員